

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」

特定有料老人ホーム「そよ風」(特定施設入居者生活介護) 利用約款

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人睦会が設置し、総合福祉施設 須坂やすらぎの園が運営する特定有料老人ホーム「そよ風」(特定施設入居者生活介護施設)(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り能力に応じて、自立した日常生活が営めるように、介護サービスを提供します。利用者及び利用者を扶養する身元引受人(連帯保証人)は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が特定有料老人ホーム「そよ風」利用約款同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人(連帯保証人)に変更があった場合、又は、「別紙重要事項説明書」の改正がある場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者は、本約款に基づく契約の有効期間中、この約款を解除することができます。但し、この場合、利用者は解除を希望する日の1か月前までに施設に通知するものとします。

2 利用者が第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、施設が利用者の解除の意思を知った日をもって、本約款に基づく契約は解除されたものとします。

(当施設からサービス提供停止・契約解除)

第4条 当施設は、利用者に対し、次の各号に掲げる場合には、本約款に基づき、当施設利用を停止することができます。

但し、第5条に定めた利用料金支払い義務については存続します。

(1) 利用者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合。

(2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。

(3) 利用者及び身元引受人(連帯保証人)が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず督促状の送付から10日以内に支払われない場合。

(4) 利用者及び身元引受人(連帯保証人)、利用者の関係者等が、当施設の職員

又は他の利用者等に対する暴力行為等、並びに利用継続が困難となる程度の恫喝、誹謗中傷による人格否定、故意な支援拒否等、背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- (5) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条 利用者は、当施設に対し、本約款に基づくサービスの対価として「別紙重要事項説明書」の利用料金及び、利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用料金の合計額を毎月 10 日までに請求します。利用者は、当施設に対し、その月の 27 日までに支払うものとします。

尚、支払の方法は指定の口座から引き落としとなります。(手数料は事業所負担)

※口座引き落としが不可能な場合はご相談ください。

- 3 当施設は、利用者から、前項に定める利用料金の支払いを受けたときは所定の領収書を発行します。
- 4 身元引受人(連帯保証人)は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 5 前項の負担の極度額は、160 万円とします。
- 6 身元引受人(連帯保証人)が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人(連帯保証人)が死亡したときに、確定するものとします。
- 7 身元引受人(連帯保証人)の請求があったときは、当施設は身元引受人(連帯保証人)に対して、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額、利用者のすべての債務額等に関する情報を提供します。

(利用料金の変更)

第6条 前条第 1 項に定める利用料金について、介護保険給付費体系の変更や経済状況の著しい変化等により、利用料金を変更できるものとします。

- 2 施設は、前条第 1 項に定めた利用料金の変更を行なう場合、変更を行なう日の 1 ヶ月前までに利用者及び身元引受人(連帯保証人)に説明します。

(契約解除に伴う援助)

第7条 本約款に基づく契約が解除となり、利用者が退所する場合には前条の場合を除いて、利用者の希望により、当施設は利用者の心身状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な以下の援助を行います。

- (1) 適切な病院もしくは診療所または介護保険施設の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介

(3) その他健康医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(記録)

第8条 当施設は、利用者に対するサービスの提供に対して、記録を作成しその記録を利用終了後 2 年間は保管します。

但し、次の各号に示す記録については、利用終了後 5 年間保存します。

(1) 第 9 条の身体拘束に関する記録。

(2) 第 13 条の要望または苦情等に関する記録。

(3) 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容に関する記録。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・複写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人（連帯保証人）その他の者（代理人含む）に対しては、利用者の承諾を得たとき、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。但し、複写に係る経費について、施設は利用者及び身元引受人（連帯保証人）に対して実費相当額を請求します。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の緊急止むを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 施設は、緊急止むを得ない理由により、身体拘束その他利用者の行動を制限する場合には、施設管理者が判断し、又、その状態及び時間やその際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由を記録すると同時に利用者若しくは身元引受人（連帯保証人）に同意を得ます。

(個人情報について)

第10条 当施設とその職員は、個人情報については、別紙須坂やすらぎの園個人情報保護方針と個人情報の利用目的に基づいて対応します。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対して医師の医学的判断により、専門医療機関への受診が必要と認める場合は、協力医療機関や協力歯科医療機関等での受診を依頼することがあります。

2 当施設は利用者に対し、当施設における介護サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断された場合は、他の専門機関を紹介します。

3 当施設は非常災害等の緊急時に速やかに対応できるよう、非常災害対策計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を

行います。

- 4 当施設は、利用者の心身の状態が急変する等、緊急の事態が生じた場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）が指定した者に対して、緊急に連絡します。

（居室の明け渡し）

第12条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、本約款第3条により契約が終了した場合は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務を履行したうえで、居室を明け渡します。

- 2 利用者が、故意または重大な過失により、施設や設備を滅失、破損等をした場合には、自己の費用により現状に修復するか、相当の代価を支払うものとします。

（要望または苦情等の申し出）

第13条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設が提供するサービスに対する要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙や管理者宛ての文書で、玄関入り口に設置された「ご意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

また、市町村（保険者：須坂市役所 026-245-1400 小布施町役場 026-247-3111 高山村保健福祉総合センター 026-242-1201）や長野県国民保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることが出来ます。

（賠償責任）

第14条 当施設のサービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は、その過失割合に応じ、利用者に対して、その損害を賠償します。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、その過失割合に応じ、連帯して、施設に対し、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めの無い事項）

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（連帯保証人）と施設が責任をもって協議して定めることとします。

令和5年4月1日制定
令和6年4月1日改定
令和6年8月1日改定

<別紙>

須坂やすらぎの園個人情報保護方針

はじめに

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、当施設のサービス提供にあたり、ご利用者の生活を直接的あるいは間接的に支援させていただくという特性上、ご利用者からプライバシーに関わる個人情報をご提供いただくことがあります。

ご提供いただいた個人情報は、ご利用者の尊厳に関わる重要な情報であり、万一流出してしまえばご利用者に多大な不利益を与えかねず、また当施設のみならず福祉業界全体に対する社会からの信頼を著しく損ないかねません。

このことから、当施設は、ご利用者が安心して当施設サービスを利用できるよう個人情報を保護するとともに、老人福祉事業に従事する一員として業界全体の信頼感構築に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、実施いたします。

1. 基本方針

当施設は、ご利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言います。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報だけでなく、個人の身体、病歴、健康状態、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報を含みます。

但し、死亡した個人に関する情報であっても、生存する個人の情報と同等の安全管理に努めます。

3. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

4. 安全性確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

個人情報の利用目的

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、「須坂やすらぎの園個人情報保護方針」に基づき、ご利用者の個人情報を収集、利用、提供するにあたっては、下記のとおり利用目的を特定し、目的達成のために必要な最小限の情報のみを収集するとともに、その範囲を超えて利用することはありません。

1. ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの提供に係る当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - 当該ご利用者に対する介護サービスの向上

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設がご利用者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ご利用者の通院、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち次のもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等
- ④ 須坂やすらぎの園家族会が行う事業等に必要な情報提供

2. 記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用目的

- ① 当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習、ボランティア活動に対する協力
 - 当施設において行われる事例研究等

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関、評価機関等への情報提供

令和 6 年 5 月 1 日
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理 事 長 大 島 順 道



総合福祉施設 須坂やすらぎの園

特定有料老人ホーム「そよ風」利用同意書

社会福祉法人 睦会
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理事長 大島 順道 殿

総合福祉施設「須坂やすらぎの園」の特定有料老人ホームに入居するにあたり、特定有料老人ホーム利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解したので同意します。また、約款第 5 条及び第 11 条第 4 項に基づいた、情報提供を行なうことについて、予め同意します。

年 月 日

<利用者> <連帯保証人・身元引受人>

住 所 住 所

氏 名 ⑥ 氏 名 ⑥

電話番号

(続柄 勤務先)

(勤務先電話番号)

【本約款第 5 条及び第 11 条の連絡先】

①	住所 〒
	氏名 (歳) (続柄)
	電話番号 携帯電話

②	住所 〒
	氏名 (歳) (続柄)
	電話番号 携帯電話

③	住所 〒
	氏名 (歳) (続柄)
	電話番号 携帯電話

④	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑤	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑥	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑦	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑧	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑨	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話

⑩	住所 〒		
	氏名 (歳) (続柄)		
	電話番号		携帯電話